

ダイオキシン類に係る  
大気環境調査マニュアル(令和4年3月 環境省水・大気環境局)  
土壌調査測定マニュアル(令和4年3月 環境省水・大気環境局)  
底質調査測定マニュアル(令和4年3月 環境省水・大気環境局)  
改正への対応について

2022年3月28日  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター 計量認定課

ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアルが2022年3月25日に改正された。認定特定計量証明事業者が当該マニュアル(令和4年版)を公定法として用いる際の対応及び手続き上の注意点は以下のとおり。

○ 変更の届出について

2022年3月25日付け発行のダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアル(令和4年版)に適合した計量証明を行うため、MLAP認定申請等の手引き(第16版)の「変更の届出の対象となる事項」で定める文書の改訂等を行った場合は、下記を確認のうえ、すみやかに認定申請書記載事項変更届を事務局へ提出してください。

1. 認定証附属書に記載された「計量の方法」を修正し再交付しますので、認定証附属書の原本を同封してください。認定証の再交付はありませんので提出は不要です。附属書のみを同封ください。
2. 新たな認定証附属書の交付及びNITEのホームページへ情報が反映されるまでには、認定申請書記載事項変更届の受理後概ね2週間程度かかるため、第三者が認定情報等から最新の公定法に対応しているか否かを確認できない期間が生じることにご注意ください。なお、認定証附属書の裏面及びNITEのホームページには当該届出のあった日付が記載されます。(変更届の「提出後2週間程度」ではないことにご注意ください。事業所から一斉に変更届が提出される、書類に不備がある等の場合には受理までに通常以上の時間を要する可能性があることをご了承ください。)
3. 上記2.のとおり第三者が確認できない期間がありますが、新たな認定証附属書の交付までの期間にダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアル(令和4年版)に基づく計量の実施を妨げるものではありません。ただし、ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアル(令和4年版)に適合する手順書等を整備する前に新たな環境省マニュアルに基づいて計量証明を実施した場合は認定基準(2.4.1等)に抵

触する可能性があります。

○ ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアル（令和4年版）への移行について

1. 1年以内を目安に移行してください。
2. 更新申請期間中ならびにフォローアップ調査期間中にダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアル（令和4年版）への見直しを行う場合は、事前に必ず事務局へ連絡してください。ただし更新審査の進捗によってはダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアル（令和4年版）への適合状況を審査員が確認できない等の理由により、認定更新後に認定申請書記載事項変更届でのお手続きをお願いする場合があります。
3. 現在の認定有効期限まではダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成20年版）、土壌調査測定マニュアル及び底質調査測定マニュアル（平成21年版）を用い、認定更新日から令和4年版へと切り替えることを妨げるものではありません。その際は令和4年版に基づいた更新申請書類を提出するとともに、事前に事務局へ申し出てください。

以上